

# 奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則の一部改正の概要

平成30年3月

青少年・社会活動推進課

## 1 改正の理由

刑法（明治40年法律第45号）及び奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和51年12月奈良県条例第13号。以下「条例」という。）の一部改正に伴い、奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則（昭和52年3月奈良県規則第59号）の改正をするものである。

## 2 改正の概要

- (1) 刑法の改正に伴い、「強姦<sup>かん</sup>」を「強制性交等」に改める。
- (2) 条例第30条の2第1項第2号に規定する規則で定める事項に、保護者が青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をする場合には、条例第30条の2第5項に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由が必要であること及び同項に規定する理由を記載した書面又は電磁的記録の提出が必要であることを追加する。
- (3) 条例第30条の2第5項において規則で定めることとされた、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由を定める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。

## 3 施行期日

公布の日から施行する。